第１００回都市計画審議会議事録

１　開催日時　令和７年２月１２日（水）午後２時３０分～午後５時１５分

２　開催場所　川崎市役所第３庁舎１８階　大会議室

３　出 席 者

○委　員

中村会長、井口委員、工藤委員、重冨委員、嶋田委員、大沢委員、宮下委員、吉田委員、岩山委員、中村委員、渡部委員、大澤委員、佐々木委員、伴委員、中川委員、倉林委員（代理苅部）、岩﨑委員（代理萩野谷）

○事務局

まちづくり局計画部 武藤部長
都市計画課 大場課長、吉尾担当課長
管理担当　山口担当係長
企画調整担当 玉木課長補佐
都市調査担当 張戸担当係長
都市基盤担当 市橋担当係長
まちづくり局指導部建築管理課　西垣担当課長、山田担当係長

４　議　　題

（１）都市計画議案

ア　諮問第４８３号　川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
イ　諮問第４８４号　川崎都市計画都市再開発の方針の変更
ウ　諮問第４８５号　川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
エ　諮問第４８６号　川崎都市計画防災街区整備方針の変更
オ　諮問第４８７号　川崎都市計画区域区分の変更（第８回線引き見直し）
カ　諮問第４８８号　川崎都市計画用途地域の変更（第８回線引き見直し）
キ　諮問第４８９号　川崎都市計画高度地区の変更（第８回線引き見直し）
ク　諮問第４９０号　川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（第８回線引き見直し）
ケ　諮問第４８８号　川崎都市計画用途地域の変更（川崎駅西口大宮町地区）
コ　諮問第４８９号　川崎都市計画高度地区の変更（川崎駅西口大宮町地区）

（２）　その他議案

ア　諮問第４９１号　用途地域の指定のない区域における建築物の容積率等の指定について（第８回線引き見直しに伴う所要の整備）
イ　川崎市立地適正化計画の策定について

５　傍聴者数　０名

第１００回川崎市都市計画審議会議事録

（武藤部長）

定刻になりました。本日は、大変お忙しい中、川崎市都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の事務局のまちづくり局計画部長、武藤でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、川崎市都市計画審議会は、平成１２年に第１回を開催して、今回で第１００回目の開催となります。本日は、第１００回の審議会の開催を記念いたしまして、中村会長と宮崎まちづくり局長から、一言御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中村会長、よろしくお願いいたします。

（中村会長）

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました中村でございます。

今回、この都市計画審議会、１００回目という、一つ節目の審議会になるということでございます。

先ほど御紹介ございましたように、平成１２年にこの市町村の都市計画審議会が法定化をされて、ここでの審議会の付議、そこでの議決といったものが都市計画の決定に効いてくるといったような形で制度が変わったわけでございます。

私、当時はまだ建設省から国土交通省に変わる時代だったんですけれども、都市計画部局におりました。当時は地方分権という呼び方をしておりましたけれども、この基礎的自治体の方に様々な権限を移していくといった大きな流れの中で、２０００年、平成１２年に非常に大きな分権の様々な改正があったわけですが、その一つが、この市町村都市計画審議会といったものの設置でございました。

その後、さらに様々、市町村への権限移譲といったものが行われまして、例えば今日の審議の議案にありますけれども、線引き、区域区分に関しても、政令市の川崎市さんには、その決定権限を与えられているということで、川崎市さんの都市計画行政、この様々な都市計画制度の分権の流れの中で、名実ともに市の行政と一体化して進められてきたのかなというふうに思うわけでございます。

これまでの１００回の中で様々多くの案件があったかと思います。それが川崎市の発展に寄与していると思いますけれども、まだまだ１００回と言いましても、一つの節目かと思います。引き続き皆様方の御協力をいただきながら、市の発展のために、都市計画審議会、しっかりした役割を果たしていく必要があるのかなと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願いできればと思う次第でございます。

簡単ですが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

（武藤部長）

中村会長、ありがとうございました。
続きまして、宮崎局長、よろしくお願いいたします。
（宮崎局長）
改めまして、まちづくり局長の宮崎でございます。
日頃より、本市の都市計画行政に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。
第１００回ということで、私ごとでございますけど、私、平成８年に市役所に新人で入庁したときにちょうど都市計画課に配属になりまして、最初の対外的な打合せは、今日もあります川崎駅西口大宮町地区の地区計画の神奈川県との協議をちょうど始めたときで、膨大な協議資料で、なぜここまでやるんだというぐらい大変な状況でした。
ただ、後に、実は神奈川県の職員は、実際はなかなか現場に調査に来ることもできない。その中で、県の審議会、法定審議会の中で細かく聞かれるということで、やむを得ず膨大な協議になっていたということで、我々はどちらかというと、都市計画というと、どうやって県を説得するかというのが、分権前の状況でございました。
平成１２年、地方分権一括法の中で、要は国の目玉として都市計画の分権がなされました。我々は、それで少し県との協議が楽になると喜んだわけではなくて、いよいよ自分たちが全ての都市計画の説明をしなくてはいけないということで、改めてアフターファイブに、職員が条文１条１条を読んでいって、この項目は本当にこれでいいのかという勉強会から始まって、第１回目をちょうど迎えたというのが、昨日のように思っております。
ちょうど昨年、川崎市市政１００周年ということですとか、あるいはちょうど先週まで、自動運転のバスの実証実験をやっていたのですけれども、その車のナンバープレートが１００ということで、どちらも振り返りの１００ではなくて、ここから先に向けての１００という考え方でやっております。
当然、この１００回の都市計画審議会の第１回目は、私、後ろのほうに座っておりましたけれども、恐らく第２００回には後ろに座っている職員がここに来て、そのときにしっかり川崎市の都市計画を前に進めたというふうに市民の方々に言っていただけるように、私どもも頑張ってまいりたいと思っておりますので、引き続き活発な議論、助言をいただければ幸いでございます。
以上でございます。よろしくお願いします。
（武藤部長）
宮崎局長、ありがとうございました。
宮崎局長につきましては、この後公務が重なっておりますので、申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。
（宮崎局長）
失礼いたします。どうぞよろしくお願いします。
（武藤部長）
それでは、初めに、本日の審議会における会議の公開についてでございます。

本日の審議会は、川崎市審議会等の公開に関する条例に基づき、公開とさせていただきます。本日の会議録に、個々の発言者、氏名を記載することをあらかじめ御了承ください。

次に、定足数の報告をいたします。

本日は委員総数２０名のうち１６名出席で、半数以上の御出席をいただいておりますので、川崎市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、本審議会は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、これからの司会進行は、会長にお願いいたします。中村会長、よろしくお願いいたします。

（中村会長）

承知しました。

ただいまから、第１００回川崎市都市計画審議会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元にございます議事次第に従いまして進めてまいります。

なお、本日の議事録署名人は吉田委員と岩山委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

傍聴の申出はございますか。

（事務局）

ございません。

（中村会長）

ございません。それでは、傍聴の方がお見えになりましたら、以後事務局で適宜入室をさせてください。

それでは、初めに都市計画議案でございます。

本日付で川崎市長から諮問を受けております「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」ほか関連案件等に関する議案として、諮問第４８３号から第４９０号までにつきまして、一括して審議を行いたいと思います。

なお、諮問第４８８号「用途地域の変更」及び第４８９号「高度地区の変更」につきまして、ここでは「第８回線引き見直し」に係る部分のみを御審議することとしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（大場課長）

それでは、諮問第４８３号「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」から、諮問第４９０号「川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更」につきまして、これらは第８回線引き見直しに伴う関連案件でございますので、一括して御説明させていただきます。

資料はお手元のタブレット端末のフォルダ１（１）「整開保の変更等」に格納してございます。

なお、本日は会場スクリーンが見えづらい席もあることから、スクリーンで表示されるスライドも、ファイル「整開保等スライド資料」として、同フォルダに格納してございますので、適宜御確認ください。

また、スライドの右上の水色部分に、スライド番号、スライドの下段に説明内容に応じた資料の該当ページ等を表示しておりますので、適宜御確認ください。

これ以降の御説明では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を「整開保」と略称で御説明いたします。

スライド３ページを御覧ください。

初めに、資料の構成について御説明いたします。

第８回線引き見直しに伴う案件の資料といたしまして、資料１が整開保ほか３方針の各計画書、理由書となっております。

資料２が、整開保等の各計画書の新旧対照表となっております。

次に、資料３の１ページから６ページが、区域区分、用途地域等、共通の計画図、７ページから１３ページが、区域区分、用途地域等計画書、理由書及び新旧対照表となっております。

次に、資料４が、都市計画案に対する意見と市の考え方となっております。

次に、参考資料１といたしまして、整開保、区域区分等の概要版、参考資料２といたしまして、素案説明会の結果でございます。

資料の構成については以上でございます。

スライド７ページを御覧ください。

初めに、計画体系について御説明いたします。

整開保、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針は、都市計画に関する方針といたしまして、個別の都市計画を定める上では、これらの方針に則していなければならないとされております。

また、個別の都市計画には、区域区分といいまして、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものがございます。

これは、市街化を進めていくところと、市街化を抑制するところを分けるという都市計画の根幹に当たるものですので、都市計画に関する方針である整開保と同時に見直しを行ってきております。

スライド９ページを御覧ください。

個別の都市計画には、住宅や工場、商業施設といった各地域で建てられる建築物の用途に一定のルールを決め、住宅地や工業地域等の市街地環境の保全を図る用途地域などの「地域地区」、また、都市の基盤施設として必要な道路や公園の整備や、その位置や区域などを定める「都市施設」、さらに良好な市街地を効果的に形成することを目的として、道路や公園などと合わせて、宅地や建築物の整備を一体的に行うために必要な計画を定める「市街地開発事業」などがございます。

整開保等の計画に関する方針は、これら個別の都市計画をどのように定めていくのか、また、何を優先して取り組んでいくのかといった都市づくりの方向性を定めるものでございます。

今回は、以上のような今後の個別具体の都市計画を定めていく上で方向性となる整開保や関連する三つの方針などの見直しを行った案について、御説明させていただきます。

スライドの１４ページを御覧ください。

次に、これまでの経緯について御説明いたします。

整開保と区域区分につきましては、都市計画法に基づき、神奈川県が昭和４５年に当初の策定を行い、これまで６年から７年ごとに７回の変更を行ってきたところでございます。

平成２４年及び平成２７年には、整開保等の決定権限が神奈川県から政令市である川崎市に移譲され、平成２９年には、川崎市による初めての整開保等の見直しを行ったところでございます。

次に、今回見直しの検討経緯について御説明いたします。

令和４年３月から整開保等の見直しの検討に着手し、令和４年７月及び１０月には都市計画マスタープラン等小委員会から御意見をいただくとともに、令和５年３月にはパブリックコメントを経て、「整開保等の見直しの基本的考え方」及び「区域区分の基本的基準」を策定いたしました。

その後、段階的に同小委員会から御意見をいただきながら、昨年３月には「整開保等の見直し素案」を策定してまいりました。

その後、昨年４月には、見直し素案説明会を市内３か所で実施するとともに、素案の縦覧を行いました。

なお、公述意見の申出がなかったことから、公聴会を開催しておりません。

その後、昨年１２月には都市計画案の法定縦覧を行ったところでございます。

スライド１８ページを御覧ください。

次に、整開保等の見直しの基本的考え方について御説明いたします。

見直しの基本的考え方は、大きく三つとなっております。

一つ目でございますが、本市のまちづくりの骨格となる考え方が示されている川崎市総合計画と整合を図るため、令和４年３月に策定した第３期実施計画との整合を図っております。

二つ目でございますが、都市づくりを取り巻く環境変化への対応を図っております。

将来的な人口減少や少子高齢化のさらなる進展、新型コロナウイルス感染症による生活の変化、社会のデジタル化の進展などがございます。

三つ目でございますが、国・県・本市のまちづくりに関する動向への対応を図っております。

国のまちづくりに関する動向といたしまして、法律の改正に関して都市再生特別措置法等の一部改正などがございます。

本市のまちづくりに関する動向といたしましては、横浜市高速鉄道３号線あざみ野から新百合ヶ丘への延伸の事業化判断や、ＪＦＥスチール株式会社の高炉等休止による大規模土地利用転換の動きなどがございます。

スライド２２ページを御覧ください。

次に、今回の主な見直しのポイントについてでございますが、ポイントを大きく６点に整理しております。

一つ目のポイントは、臨海部ビジョン等を踏まえた臨海部の大規模土地利用転換への対応でございます。

川崎臨海部につきましては、３０年後の将来像や戦略などを示す臨海部ビジョンが平成３０年３月に策定されました。また、ＪＦＥスチール株式会社の高炉等休止に伴い、約４００ヘクタールの広大な土地に対する土地利用方針が令和５年８月に策定されました。

それらを踏まえ、臨海部において、今後想定される大規模土地利用転換について、記載を追加しております。

二つ目のポイントは、横浜市高速鉄道３号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導でございます。

横浜市高速鉄道３号線のあざみ野駅から新百合ヶ丘駅への延伸については、平成３１年１月の事業化判断や令和２年１月の概略ルート、駅位置の決定などを踏まえ、延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導について記載を追加しております。

三つ目のポイントにつきましては、コンパクトで効率的なまちづくりによる少子高齢化や人口減少への対応でございます。

少子高齢化の進展による社会的要請や、今後の人口減少を見据えた地域課題に効果的に対応するとともに、地球環境に配慮した都市の形成を推進するため、記載を追加しております。

四つ目のポイントは、脱炭素社会への対応でございます。

２０５０年の市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、記載を見直しております。

五つ目のポイントは、自然災害リスクを踏まえた対応でございます。

災害リスクを踏まえ、居住や都市機能を誘導する区域の設定や、区域内の浸水想定区域等災害ハザードエリアへ残存する場合には、適切な防災・減災対策を推進する記載を追加しております。

六つ目のポイントは、今後整備等を予定する主要な施設の追加でございます。

１０年以内に都市計画決定や整備を予定する主要な道路、鉄道等について記載の更新をしており、横浜市高速鉄道３号線や鷺沼駅前交通広場などを新たに位置づけております。

以上の見直しのポイントなどを踏まえながら、今回、各計画案の見直しをしております。

次に、スライド３０ページを御覧ください。

諮問第４８３号「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につ

いて、御説明いたします。

案の内容につきましては、見直しの内容を中心に御説明してまいります。

整開保は、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、地域の発展の動向や人口の現状、将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った計画区域の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにするものでございます。

次に、整開保の主な構成でございますが、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画決定の方針などとなっております。

主要な都市計画の決定の方針は、個別の都市計画の方針となるよう、土地利用、都市施設の整備、市街地再開発事業など、大きく六つの項目に分かれております。

それでは、案の内容について御説明いたします。

スライド３３ページを御覧ください。

まず都市計画の目標でございますが、目標年次は令和１７年としております。

都市づくりの基本理念につきましては、川崎総合計画に即し、目指す都市像及びまちづくりの基本目標設定しております。

また、まちづくりの基本目標を達成する基本政策として、生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくりなどの五つとしております。

次に、地域ごとの市街地像として、広域拠点、地域生活拠点、臨空・臨海都市拠点等を示しております。

次に、主な都市計画決定の方針についてですが、臨海部の大規模土地利用転換や横浜市高速鉄道３号線の延伸に伴う新駅周辺の土地利用など、先ほど御説明いたしました主な見直しのポイントを踏まえ、土地利用に関する方針について記載しております。

整開保の変更は以上でございます。

スライド３６ページを御覧ください。

続きまして、諮問第４８４号「川崎都市計画都市再開発の方針の変更」について、御説明いたします。

都市再開発の方針とは、再開発の目標及び土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定めるとともに、１号市街地、２号再開発促進地区等の地区を定めるものでございます。

本方針を定めることで、市街地の再開発の基本的な方向を明らかにし、民間の様々な建築活動を再開発へと適正に誘導することで、再開発の積極的な推進を図るものでございます。

次に、本方針に定める地区について御説明いたします。

まず、１号市街地とは、既成市街地を中心に計画的な再開発が必要な区域を含む一帯の市街地を指定するものでございます。

次に、整備促進地区とは、１号市街地の目標の実現を図る上で、特に再開発を行うことが望ましい地区等を指定するものでございます。

最後に、２号再開発促進地区とは、１号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を指定するものでございます。

スライド３９ページを御覧ください。

これまでの地区指定状況と主な市街地再開発について御説明いたします。

本市では、これまでに拠点に位置づけられている駅周辺や臨海部等の２号再開促進地区等を指定し、市街地再開発事業や土地区画整理事業、または地区計画等の都市計画を定めることにより、都市基盤整備を進めるとともに民間活力を生かした計画的な市街地開発を促進してまいりました。

次に、今回の変更箇所でございますが、緑色の破線で囲んだ位置において、それぞれ新規追加、拡大、または縮小を行うこととしております。

主な変更箇所でございますが、こちらは臨海部の位置を拡大したものでございます。

臨海部では、ＪＦＥスチール株式会社の高炉等休止により、大規模な土地利用転換に向けた取組を進めており、この動向に戦略的に対応するため、地区指定を行うこととしております。

具体的な地区の指定といたしましては、黄色囲みの臨海部１号市街地の区域を産業道路より東側の臨海部全体に拡大するとともに、赤囲みの２号再開発促進地区として、扇島地区の新規指定と既存の南渡田北地区に、地区の南側の整備促進地区である南渡田南地区を含めた区域を拡大し、名称を南渡田地区に改めます。

また、青囲みの整備促進地区には、新規の地区として、池上町、扇町、水江町の３地区を指定いたします。

こちらは、臨海部に関連する２号再開促進地区の拡大図でございます。

扇島地区は、大規模土地利用転換によるカーボンニュートラル拠点や高度物流・港湾物流拠点の形成を図るために新規に追加指定を行います。

南渡田地区は、臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図るため、地区の拡大等を行うものでございます。

次に、赤枠で囲まれた市域の西側に移ります。

スライド４４ページを御覧ください。

こちらは、横浜市高速鉄道３号線延伸による市街地整備を想定した見直しといたしまして、２号再開発促進地区に新百合ヶ丘駅周辺地区と虹ヶ丘二丁目地区の２地区の新規指定と、横浜市高速鉄道３号線沿線１号市街地の新規指定を行います。

こちらは、横浜市高速鉄道３号線に関連する２号再開発促進地区の拡大図でございますが、新百合ヶ丘駅周辺地区については、土地の高度利用などとともに、魅力ある広域拠点の形成を図るため、また、虹ヶ丘二丁目地区につきましては、新駅周辺において、都市機能集積や交通結節機能の強化と併せて、良好な市街地の形成を図るために、新規地区指定を行います。

その他の変更箇所でございますが、緑色の破線で囲んだ位置において、それぞれ新規追

加、拡大、または縮小を行おうとしております。

都市再開発の方針の変更は、以上でございます。

スライド４７ページを御覧ください。

続きまして、諮問第４８５号「川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について、御説明いたします。

住宅市街地の開発整備の方針とは、住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備または開発の方針を定めるとともに、重点的に整備すべき地区を重点地区として定めるものでございます。

本方針により、住宅市街地の開発整備の構想を位置づけ、民間の建築活動等の適正な誘導や、事業の効果的な実施により、良好な住宅市街地の開発整備の促進を図るものでございます。

次に、本方針に定める重点地区でございますが、これは一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備、または開発すべき市街化区域における相当規模の地区のことでございます。

スライド５０ページを御覧ください。

次に、今回の変更箇所でございますが、緑色の破線で囲んだ箇所が新規追加する地区、水色の破線で囲んだ箇所は縮小する地区、黄色の破線で囲んだ箇所は廃止する地区でございます。

次に、事例について御紹介いたします。

まず、虹ヶ丘二丁目地区につきましては、新規に指定する地区であり、神奈川県の住生活基本計画における重点供給地域と整合させる形で追加いたします。

次に、新川崎・鹿島田・平間駅周辺地区につきましては、一部の地域の事業を完了したことから縮小いたします。

また、蟹ヶ谷地区につきましては、当該地区における事業が終了したことから、重点地区の指定を廃止いたします。

住宅市街地の開発整備の方針の変更は、以上でございます。

スライド５３ページを御覧ください。

諮問第４８６号「川崎都市計画防災街区整備方針の変更」について御説明いたします。

初めに、防災街区整備方針とは、防災上課題のある密集市街地において、火災または地震の発生した場合における、延焼防止上、避難上確保されるべき機能を確保し、土地の合理的かつ健全な土地利用を図るための整備方針でございます。

また、防災上危険が特に高く、一体的かつ総合的に再開発を促進すべき相当規模の地区として、平成２９年３月に小田周辺地区及び幸町周辺地区を防災再開発促進地区に指定しております。

次に、今回の変更箇所でございますが、現行の防災街区整備方針が策定されて以降、南武支線沿線まちづくり方針等が定められ、これに基づく取組を引き続き行っていくことから、防災再開発促進地区の追加等はなく、文言の一部修正などの所要の改正を行っており

ます。
防災街区整備方針の変更は以上でございます。
次に、スライド５７ページを御覧ください。
続きまして、諮問第４８７号「川崎都市計画区域区分の変更」から諮問第４９０号「防火地域及び準防火地域の変更」について、御説明いたします。
なお、用途地域の変更及び高度地区の変更につきましては、第８回線引き見直し関係の部分を御説明し、川崎駅西口大宮町地区関連案件につきましては、後ほど御説明いたします。
初めに、区域区分の変更経緯でございますが、整開保等と同時に見直しの検討に着手し、令和５年３月にパブリックコメントを経て、「区域区分の基本的基準」を策定いたしました。
令和６年３月には、基本的基準に基づき、市街化調整区域の動向の検証を行い、都市計画審議会、小委員会への報告を経て、区域区分等の素案を策定いたしました。
その後、整開保等の見直しとともに、素案説明会や都市計画案の法定縦覧といった都市計画手続を行いまして、本日の諮問となっております。
スライド６０ページを御覧ください。
区域区分案の検討でございますが、区域区分の基本的基準に基づき、市街化区域及び市街化調整区域の動向を検証し、見直しを行う区域を設定しております。
今回の区域区分の見直しの内容につきまして、御説明いたします。
まず、１点目といたしまして、市街化区域の規模の設定について、将来人口推計の結果、目標年次において人口の変化が確認できることなどから、次回の見直しまでの間に、市街化区域の編入に活用することが可能な保留人口を定めることといたしました。
保留人口とは、将来推計人口の増加が見込まれることから、将来推計人口に応じて市街化区域の面積を拡大することが想定されるため、増加する人口の一部を保留人口として定めておき、適切な時期に市街化区域を拡大する際に活用できるものでございます。
保留人口につきましては、将来人口推計などの算定の結果、約２万１，５００人を保留人口として定めます。
区域区分の見直しの２点目といたしまして、道路整備等により、区域界の地形地物が変更された区域について、区域区分の見直しを行うことといたしました。
スライド６４ページを御覧ください。
変更箇所につきましては、こちらの図でお示ししているとおり、市街化調整区域から市街化区域に編入する地区が、赤字の図面番号１０１から１０３の３か所、また、市街化区域から市街化調整区域に編入する箇所が、青字の図面番号２０１から２０４の４か所となっております。
また、これら区域区分の変更に伴い、諮問第４８８号から諮問第４９０号の用途地域高度地区、防火地域及び準防火地域について、周辺の用途地域の状況に合わせて変更するも

のでございます。

それでは、具体的な変更内容について、主なものを御紹介いたします。

まず、市街化区域に編入する主な地区でございますが、こちらは図面番号１０１の久末地区でございます。

こちら、道路の中心が区域区分の境界となっておりますが、道路の拡幅整備により道路中心の位置が変わり、道路の区域内ではありますが、市街化区域の範囲が若干広がるものでございます。この変更に伴い、用途地域は指定なしから第一種低層住居専用地域、高度地区は指定なしから第１種高度地区に変更するものでございます。

次に、市街化調整区域に編入する主な地区でございますが、こちらは図面番号２０１の港町地区でございます。

道路の端部が区域区分の境界となっておりますが、こちらも道路の拡幅整備により道路端部の位置が変わり、道路内ではありますが、市街化調整区域の範囲が若干広がるものでございます。この変更に伴い、用途地域は工業地域から指定なし、高度地区は第４種高度地区から指定なしに変更するものでございます。

次に、変更面積につきましては、市街化調整区域へ編入する区域面積は約０．０６ヘクタール、市街化調整区域へ編入する区域面積は約０．０９ヘクタールとなり、全体では約０．０３ヘクタール、市街化区域が減ることとなります。

次に、これらの区域区分の変更に伴う用途地域の変更でございます。

区域区分の変更により、第一種低層住居専用地域につきましては約０．０５ヘクタール増加いたします。また、第二種住居地域につきましては約０．００ヘクタールと、新旧対照表上では数字が表れない微小な変更となっております。

また、工業地域につきましては、計画書では後ほど御説明する川崎駅西口大宮町地区を含んだ値となっておりますが、区域区分に関連する変更は約０．０８ヘクタールの減少でございます。

次に、区域区分の変更に伴う高度地区の変更でございます。

区域区分の変更により、第１種高度地区については、約０．０５ヘクタール増加いたします。

また、第３種高度地区につきましては、０．００ヘクタールと、新旧対照表上では数字が表れない微小な変更となっております。

また、第４種高度地区につきましては、計画書では後ほど御説明する川崎駅西口大宮町地区を含んだ値となっておりますが、区域区分に関連する変更約０．０８ヘクタールの減少でございます。

次に、区域区分の変更に伴う防火地域及び準防火地域の変更でございますが、区域区分の変更による準防火地域の変更につきましては、０．００ヘクタールと、新旧対照表上では数字が表れない微小な変更となっております。

諮問第４８７号「川崎都市計画区域区分の変更」から、諮問第４９０号「防火地域及び

準防火地域の変更」のうち、第８回線引き見直しに伴う区域区分関連案件の御説明は以上でございます。

続きまして、スライド７１ページを御覧ください。

最後に、都市計画案の策定計画について御説明いたします。

（吉尾担当課長）

令和６年４月２０日から市内３か所で都市計画の素案について説明会を開催した後、４月２２日から５月１０日まで素案の縦覧を行いました。

公聴会については、公述の申出がなかったことから開催しておりません。

その後、令和６年１２月１３日から２７日までの２週間、都市計画法第１７条の規定に基づき、案の縦覧を行ったところ、２名の方から意見書の提出をいただきました。

次に、都市計画案に対する意見の要旨と市の考え方について御説明いたします。

お手元のタブレット端末のファイルでは「資料４」として格納してございますので、適宜御覧ください。

意見書は意見の区分、賛成１通、その他１通となっており、いただいた御意見は、整開保等の計画及び都市再開発の方針についてでございます。

それでは、都市計画案に対する意見と市の考え方を御説明いたします。

スライド７６ページを御覧ください。

このような川崎全体の都市の計画に関係する方針を決めた上で、計画的に都市を作って行くことに賛成である。他方、中原小杉のこれ以上の高層ビル化計画はやめるようにしていただきたい。

これに対する市の考え方ですが、小杉駅周辺地区につきましては、本市の総合計画において広域拠点に位置づけており、整開保案では、広域拠点である小杉駅周辺地区は「土地の合理的な高度利用を図り、地域特性を踏まえた計画的な整備を進める」としており、そのほかの方針案にも同様に目標等を記載しております。個別の都市計画はこれらに即し計画されますが、具体な建築計画については、周辺環境への影響に配慮するなど適切に対応した事業計画となるよう指導、誘導してまいります。

次の意見でございます。

既成市街地の再開発の方針について、操業中の工場地区についても用途変換等を念頭に対象に加えるべきと思う。

小島町内の京浜工業団地および日本冶金工業の敷地の土地利用の転換を促し、当該地を「２号殿町３丁目地区」に加えるべきと思う。

鈴木町の味の素用地については、活力あふれる複合的な地域生活拠点として整備すべきと考える。

これに対する市の考え方ですが、各方針案における用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針では、「臨海部においては、南渡田地区における新産業拠点の形成や、扇島地区における新しい価値や革新的技術の創造につながる土地利用誘導など、川崎臨海部

の持続的発展に向けた取組を推進する」ことをお示ししております。

小島町は臨海部１号市街地として「企業などの土地利用転換等に合わせて、都市的諸機能の導入を図る」としている一方で、２号再開発促進地区である殿町三丁目地区は、「商業・業務・研究開発・物流等の機能を中心に羽田空港との近接性を活かした複合市街地を目指す」として特定都市再生緊急整備地域を踏まえた地区としております。

小島町については特定都市再生緊急整備地域外であることから、殿町三丁目地区に加えることは難しいと考えております。

鈴木町の味の素工場として操業している地区の再開発の目標等は、「業務、研究開発機能を活かした都市型工業地としての土地利用を図る」としております。

また、多摩川リバーサイド地区整備構想においても、当地区を研究開発産業拠点に位置づけていることから、都市型工業地としての土地利用を誘導していくものと考えております。

スライド８２ページを御覧ください。

次の意見でございます。

２号再開発促進地区「多摩川リバーサイド東地区」について、市の総合計画において大師橋は、新百合・登戸等と並列で交通結節点と位置付けられている。鉄道ではなく空港との結節点という視点からの位置づけが明記されていない。

「大師橋駅地区計画」との整合性が見られない。エリアも再開発の実現性が乏しいインターチェンジ等が含まれているので、国道４０９号以南に縮小すべきと思う。

これに対する市の考え方ですが、地区の目標について、空港との結節点であることを踏まえ、「羽田空港の国際化に伴う臨空機能の強化と併せ、人・物・情報の広域的な交流結節点としての機能強化を図る」としております。

また、大師橋駅前地区地区計画の範囲だけでなく、中瀬三丁目地区地区計画等も含め一体的に指定しており、地区全体の整備が完了していないことから部分的な縮小は考えてございません。

第８回線引き見直しに関連する説明は以上でございます。

第８回線引き見直しに関して、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（中村会長）

御説明ありがとうございました。

議案の内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第４８３号から第４９０号までにつきまして、御審議をお願いいたします。

（井口委員）

会長、よろしいですか。

（中村会長）

井口委員、どうぞ。

（井口委員）

御説明ありがとうございました。

私も議員になって２０数年たちますので、都市計画の様々な問題を、とりわけ議会の中では何度も議論をさせていただいていて、分からないこともいっぱいあるし、ずっと考えていたこともたくさんあるわけですけど、改めてここで基本的なことを考えさせていただきたいというふうに思っているんです。

まず、この整開保とは一体どういう位置づけかということが、この間ずっとよく分からなくて、何度も担当の方には御説明いただきました。

今日の資料でいうと、参考資料１というのがありまして、そこにこの間何度も見ている図ですけれども、整開保とはどういう位置づけなのかというフローチャートみたいなものがありますが、参考資料の１と、赤枠のものがあるんですけど、もともと整開保というのは県がつくっていたものですから、まちづくりのいろいろな基本構想、地区計画なども含めて、これは県がつくってきたものに上からかぶせてきているから、だからそうそう違うことを言えないとか、このように書かれているからここの部分はこう開発するということがずっと言われてきたわけです。

しかし、御説明があったように、政令市が制定するものになって、そうすると、一体都市マスとの関係はどうなるのだとか、それから、そのほか様々な市の基本計画との関係はどうなるのだということが分からずに来ました。

あの真ん中にある小さな図ですけどね。この図からいくと、整開保というのは、川崎市の基本構想に即してつくられると。整開保がつくられると、都市マスがそれに即してつくられると。これは立地適正化計画も都市マスの一部ということで、いわゆる都市マスの上位計画になるというふうに位置づけられていると思うのですが、まず上位計画という言葉を使っていいかどうかについて、教えてください。

（大場課長）

会長。

（中村会長）

事務局、どうぞ。

（大場課長）

整開保が都市マスの上位計画ということでよろしいかという御質問ですね。

先ほど委員に紹介いただいた参考資料１、左上のほうに書いてありますが、整開保は広域的・根幹的な都市計画の基本的な方針ということで、最上位計画となります。都市計画の中では最上位計画になります。

都市マスは最上位ではないので、基本的には整開保に即して都市マスはつくるという位置づけになっておりますので、即するということで問題ありません。

以上です。

（中村会長）

井口委員、どうぞ。
（井口委員）
ありがとうございました。そこを押さえておきたいと思います。
なので、今日は本当にこれを決めることは大事な問題だというふうに、改めて認識をしているわけです。
それで、まず一つは、川崎市の基本構想に即することになっていますので、そもそも例えば人口の増減だとか、それからまちの中の様子ですとか、これは基本構想で決められるわけですね。
それで改めてもう一度、これを伺いたいのは、私が最も気にしているのは、人口問題です。というのは、この基本構想もそうですし、それに基づいていますから、もちろん整開保の中でも、それから川崎の様々な計画の中でも、この先の人口減少を鑑み、ですとか、都市が要するに縮小していく、こういう問題がこれから先あるので、どうやってまちの中を整備していくのかということが、大きな、基本構想以外の大きな川崎市のスタンスになっているわけですが、今、現瞬間でも人口は減らないですね。先ほど何か説明にもあったように、この先も人口は増えていて、線引きを見直すときの予備人口でしたか、つくるというような状況にまでいて、この先、人口がしばらく減らないと。言ってしまえば、あと４０年間は人口１５０万から１６０万人の人口の中にいるということが、この川崎では明らかになっているわけですが、来年またちょっと人口推計の見直しがあるそうなので、今の瞬間で、この人口がこれから先、減るのが早まるという予測があるかどうかというのは、事務局はどう捉えていらっしゃいますか。
（中村会長）
事務局、どうぞ。
（大場課長）
まず人口の伸び率だとか、あと、ピークの時期につきましては、現在、総合計画、来年策定予定です。この先ほどの表でも、一番左上にあります、総合計画とは川崎市の最上位の計画になりますが、その中で人口推計について検討しておりますので、それを見てからとなります。
以上でございます。
（井口委員）
そうすると、今、基本的にはこれが急激に、例えばこの１０年以内に急激に減るという、そういう基本構想ではもちろんないわけで、あと４０年間は増え続ける。
この間の国勢調査からいっても、この推計はなかなか変わらない。減るのは長くかかるんじゃないかということも、今、ちまたのいろいろな研究機関では言われているわけですよね。そういうときに、人口が将来減る、あと４０年後だとしても、そのために何をするかということを考えるのは、私は、今のこの人口を維持していく者たちにとって、これから市政を運営していく者たちにとって、すごく桎梏になるんじゃないかというふうに考え

ているんです。

まして、住宅問題を考える。どういうところに何を建てるのかを考える都市計画にとって、人口がこの先減ることを想定したまちづくりを考えるというのは、矛盾なんじゃないかということをすごく思っています。

なので、整開保のそもそものスタンスとして、これから先、人口が減ってコンパクトにまちづくり、都市機能を集約していくという、この言葉が、都市をつくっていく上ですごく桎梏というか、矛盾になってしまうんじゃないかというふうに私は思うのですが、その点について、この提案されている整開保というのは、言葉ではそう言うんだけど、でも実際は、都市人口がある程度そこに存在し、増えたとしましょう。今の人口が存在し、それを集約するとなったら、当然１か所に集めたら、高いところに住まわせるしかないという、こういう話になっちゃうのではないかと思うんだけど、私のこの矛盾した思いというのは、どうでしょうか。事務局に聞くのも変ですけど、まず、事務局に伺いたいと思います。

（中村会長）

事務局。

（大場課長）

将来的には人口減少、少子高齢化ということを見据えて、今回の資料の、参考資料の１の主な見直しのポイントの中に、先ほど御説明させていただいた六つのポイントの中の一つ、一番下ですね。人口減少を見据えた持続可能な効率的な都市づくりという視点からも、今回考えた整開保でございますが、まだ現在、本市では、幸いにして、令和１２年まで人口が増加していく推計です。前回の令和２年の推計によりますと、まだまだ令和１２年というふうになっておりますので、今回視点として、ポイントとして挙げさせていただいたのですが、急激にその視点から今回見直してはございませんが、将来的に、やはり急に人口減少してから都市計画を含めた対策を講じると手後れになりますので、事前にできることについてはやっていこうということで、特に都市計画の視点から言いますと、まさに立地適正化計画制度を活用するということで、今回、後ほど御説明いたしますが、立地適正化計画につきましては、将来的人口減少を見据えて集約化していくという観点からできた制度でございますので、今回、今年度、まず策定していこうということで、後ほど諮問させていただくところでございます。

今回の立適につきましては、人口減少の集約化というよりは、災害対策の視点から急遽つくろうというふうな流れでございますが、将来的には、中長期的にはそういった人口減少を見据えて、すぐさま対応を取れるようにということで、都市計画の視点から立適を設定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

（中村会長）

井口委員。

（井口委員）

言いたいことを先に言われてどうしようかなと思うんですけど、そうしますと、そこが一つの大きなターニングポイントというか、考えるべき中心点じゃないかなと思っていて、この後、今の計画でもあと４０年間は人口が減らない。高齢化はするだろうけれども、そこに住む人の行動は変わらない。集まりたい場所があり、買物に行きたい場所があり、病院が欲しい、学校が欲しい、そういうことが様々まだまだこれから、今の水準で足らないものが欲しいときに、これから先、物を減らしてくという考え方が、果たしてこれからあと１世代は続くことを今どう考えるのかということが、私は問われているんだと思っていて、私はまだその集約型ですとか、それから、ある１か所に集約をして、拠点開発だけをしていくだけというか、拠点開発をしていくということが、すごくまちづくりにとってはいびつになるんじゃないかということを、ものすごく懸念をします。

整開保の議論なので、こういう大きな話でしかなくて、個別の話をするわけではないですけど、まず前提として、コンパクトなまちづくりをすることが、今必要なのか。日本中、いろいろなところを見ればそうかもしれませんが、川崎という、１５０万、１６０万人の市民を擁する地域の中で、それが必要なのかについては、私はすごく疑問だということを申し上げておきたいと思うのが１点です。

そして、そのことから派生しますけれども、今回、再開発についても見直しがされて、幾つかの地域が追加されるわけですけれども、パブコメにも御意見があったように、なおまだタワマンをつくることが必要なのかと。人口が、基本的には確かに高齢化していって、大きな住宅が、要らなくなる方が増えるかもしれないけれども、しかし、各地に住宅があって、良好な住宅地をつくろうという政策がある一方で、集約された大きなタワマンを、いわゆる再開発という言葉で造る必要があるのかという疑問は、私は本当にいろいろなところで聞くし、自分もそう思っているので、今回、このいろいろな見直しの中で、線引きの見直しなんかも本当に微細な問題ですから、これが何か賛否を問われるかどうかということはないと思いますけれども、大きな問題として、やっぱりこれは拠点開発に大きく力を注ぎ込んでいくということが妥当なのか、市民にとって妥当なのかということをしっかりと考えたいというふうに思います。

この議論は事務局とは随分何度もしているので、今の御答弁でもうしっかり全部入ってしまったので、結構ですけど、私はそのように、この整開保については、視点が違うのではないかということを申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

（中村会長）

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

―― なし――

（中村会長）

それでは、出尽くしたようでございますので、御質問等はこれまでとさせていただきまして、これより採決に入りたいと思います。

今、御審議いただきました議案につきましては、川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更ほか関連案件等に関する議案でございますので、一括して採決をさせていただきますが、諮問第４８８号「用途地域の変更」及び第４８９号「高度地区の変更」につきましては、この後に御審議いただきます川崎駅西口大宮町地区関連案件の内容も含む議案となりますことから、今回の一括採決からは除外をするものといたしまして、川崎駅西口大宮町地区関連案件に係る議案の審議後に採決をいたします。

したがいまして、それでは、諮問第４８３号、諮問第４８４号、諮問第４８５号、諮問第４８６号、諮問第４８７号、そして諮問第４９０号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

―― 賛成多数――

（中村会長）

ありがとうございます。賛成多数をもちまして、原案どおり可決をされました。本日付で市長宛答申をいたします。

続きまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております、川崎駅西口大宮町地区関連案件に関する議案として、諮問第４８８号及び第４８９号につきまして、一括して審議を行いたいと思います。

なお、諮問第４８８号及び第４８９号は、ここでは川崎駅西口大宮町地区に係る部分のみを審議することといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。事務局、どうぞ。

（大場課長）

続きまして、諮問第４８８号「川崎都市計画用途地域の変更」及び諮問第４８９号「高度地区の変更」のうち、川崎西口大宮町地区に関する変更について御説明いたします。

資料はお手元のタブレット端末フォルダ１（２）「川崎西口大宮町地区関連案件」に「川崎駅西口大宮町地区」として格納してございます。また、こちらの案件もスライドを格納しておりますので、適宜御確認ください。

また、スライドの右上の水色の部分にスライド番号、スライドの下に本日説明する資料の該当ページを表示しておりますので、適宜御確認いただければと思います。

まず、２ページを御覧ください。

初めに、本地区周辺の状況について御説明いたします。

今回御説明する大宮町地区は、ＪＲ川崎駅に隣接する赤枠で表示する区域でございます。

次に、本地区に隣接する周辺の主な幹線道路でございますが、水色の都市計画道路、川崎町田線、橙色の都市計画道路、南幸町渡田線、緑色の柳町８号線、紫色の大宮町２０２

号線でございます。

スライド４ページを御覧ください。

本地区は、平成１１年、川崎西口大宮町地区地区計画を都市計画決定しております。

それでは、この地区の地区計画について、御説明いたします。

本地区は、当時、公的住宅のほか、鉄道関連施設、企業の研修・厚生施設等として土地利用されておりましたが、本地区に必要なまちづくりを誘導するため、再開発を進めることを目的とした手法である、再開発等促進区を定める地区計画を都市計画決定しております。

続きまして、再開発等促進区を定める地区計画とは、相当規模の低未利用地等において、土地利用転換を円滑に推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の推進を図るため、地区内の公共施設の整備と併せて、将来目指すまちづくりが完成した時点において、適切な用途地域に変更することを想定し、建築物の用途、容積率等の制限を緩和することにより、良好なプロジェクトを誘導する制度でございます。

スライド６ページを御覧ください。

本地区における主要な公共施設及び地区施設について、代表的なものを幾つか御説明いたします。

主要な公共施設として、地区内及び周辺の自動車交通を円滑に処理するため、幅員２６メートルの幹線道路１号、幅員１０メートルの地区幹線道路１号を整備いたしました。

また、良好な住環境を確保し、潤いのある都市生活を実現するため、約１，０００平方メートルの公園を整備いたしました。

また、地区施設として、安全で快適な歩行者動線を確保するため、ＪＲ川崎駅東西自由通路からつながる各街区及び周辺市街地に至る通路を整備するとともに、敷地内の歩行者用通路と広場４か所で、合計約２，８００平方メートルを整備いたしました。

また、良好な住環境を確保し、潤いある都市生活を実現するため、約１，１００平方メートルの緑地を整備いたしました。

令和５年に地区計画区域内の事業が完了し、計画していたまちづくりが完成したことから、当初想定していた用途地域等への変更を行うものでございます。

それでは、用途地域の変更について御説明いたします。

スライド１０ページを御覧ください。

用途地域とは、良好な市街地環境の形成や都市における居住、商業、工業など、土地利用の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とし、土地利用の現況や動向を勘案して定め、建築できる建築物の用途の制限をするもので、全部で１３種類ございます。

赤枠で囲まれた区域が変更箇所で、全部で４か所で変更がございます。

まず一つ目は、商業地域、容積率４００％、建蔽率８０％から、商業地域、容積率７００％、建蔽率８０％に変更いたします。

二つ目は、商業地域、容積率４００％、建蔽率８０％から、商業地域、容積率５００％、

建蔽率８０％に変更いたします。

三つ目は、商業地域、容積率６００％、建蔽率８０％から、商業地域、容積率７００％、建蔽率８０％に変更いたします。

最後に、四つ目は、工業地域、容積率２００％、建蔽率６０％から、商業地域、容積率４００％、建蔽率８０％に変更いたします。

工業地域から商業地域へ変更する建築制限については、危険物貯蔵施設などの用途が制限されることとなります。

用途地域を変更する理由でございますが、川崎駅西口大宮町地区は、川崎駅西口大宮町地区地区計画の区域内において、地区内の事業を完了し、当初想定していたまちづくりが完成したことから、約７．８ヘクタールの区域について、その土地利用にふさわしい用途地域へ変更しようとするものでございます。

続きまして、高度地区の変更について御説明いたします。

スライド１５ページを御覧ください。

本市では、用途地域と連動し、建築物の高さの最高限度などを定める高度地区を指定しております。

今回変更する工業地域は第４種高度地区に、商業地域は高度地区の指定をしておりません。

今回は、工業地域は商業地域の用途地域の変更に合わせて、第４種高度地区から高度地区の指定なしに変更するものでございます。

川崎駅西口大宮町地区に関する用途地域及び高度地区の変更の御説明は以上でございます。

最後に、都市計画案の策定経過について御説明いたします。

本案件につきましては、先ほど御説明した第８回線引き見直しに関する案件と併せて手続を行ってまいりました。

令和６年４月２０日に、都市計画の素案について説明会を開催いたしました。説明会後、４月２２日から５月１０日まで素案の縦覧を行いました。

公聴会は、公述の申出がなかったことから開催しておりません。

その後、令和６年１２月１３日から２７日まで、都市計画法第１７条の規定に基づき、案の縦覧を従来のいたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。

川崎駅西口大宮町地区に関する説明は以上でございます。

川崎駅西口大宮町地区に関して、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（中村会長）

御説明ありがとうございました。議案の内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第４８８号及び第４８９号について、御審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

―― なし――

（中村会長）

本件については、特にないようでございますので、これより採決に入りたいと思います。

本採決につきましては、先ほど御審議いただきました、川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更ほか関連案件等の内容を含んでの採決となります。

それでは、諮問第４８８号及び第４８９号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

―― 総員挙手――

（中村会長）

ありがとうございます。総員の賛成をもちまして、原案どおり可決されました。本日付で市長宛答申をいたします。

続きまして、その他議案でございます。諮問第４９１号「用途地域の指定のない区域における建築物の容積率等の指定」につきまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております。

なお、関係職員として、まちづくり局建築管理課から職員が出席をしております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

（大場課長）

本案件につきまして、御説明させていただきます。

用途地域の指定のない区域における建築物の容積率等の指定につきましては、建築基準法において、指定に当たり、都市計画審議会の議を経ることと定められております。

それでは、案件の内容につきまして、まちづくり局建築管理課より御説明させていただきます。

（西垣担当課長）

諮問第４９１号「用途地域の指定のない区域における建築物の容積率の指定」について、御説明いたします。

本案は、第８回線引き見直しにより、建築基準法に基づく市街化調整区域の建築物の容積率等の規定を変更するため、当審議会にお諮りするものでございます。

資料はお手元のタブレット端末のフォルダ２（１）「用途地域の指定のない区域における建築物の容積率等の指定について」に格納してございます。

スクリーンで表示されるスライドも、ファイル「用途地域の指定のない区域スライド資料」として格納してございますので、適宜御確認ください。

また、スライド右上の水色部分にスライド番号、スライドの下段に本日御説明する内容

の資料のページ数を表示しておりますので、適宜御確認ください。
スライド２ページを御覧ください。
初めに、建築基準法の規定についてでございますが、用途地域の指定のない区域内の建築物に関しましては、表でお示ししております、容積率、建蔽率等の数値につきまして、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て定めるとされております。
川崎市では、市街化調整区域の全てが用途地域の指定のない区域となっておりまして、この前に御審議いただきました議案のとおり、区域区分の変更で、市街化調整区域に編入されたことに伴い、用途地域の指定のない区域となった箇所について、容積率、建蔽率等の建築基準法に基づく形態規制を定めるものでございます。
川崎市では、これまでに建築基準法に基づく形態規制の内容につきまして、周辺地域との整合を図ったものとして定めております。
次に、市街化調整区域における容積率等の指定につきまして、今回改正する内容を御説明いたします。
第８回線引き見直しに伴い、建築基準法に基づく形態規制を定める区域は、新たに市街化調整区域に編入する、御覧の四つの区域の４か所でございます。
スライドの４ページを御覧ください。
初めに、片平・栗木の区域でございます。
着色されていない区域が市街化調整区域でございまして、用途地域との境界線が、黄色のラインから赤色のラインに変更となります。
左下には、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域について、変更前と変更後の形態規制の内容をお示ししており、右下には凡例をお示ししております。
この区域内におきましては、道路線形の変更に伴い、新たに１か所を市街化調整区域に編入する予定であり、御覧のとおり、建築基準法に基づく形態規制を定める予定でございます。
なお、今回の指定は、市街化調整区域に編入される部分について、容積率等の形態規制を周辺の既存の市街化調整区域と同じ数値で定めるものであり、既に指定している容積率等の数値を見直すものではございません。
これについては、これ以降説明させていただく三つの区域についても同様でございます。
続きまして、古沢・五力田の区域でございます。
こちらも、道路線形の変更に伴い、新たに１か所を市街化調整区域に編入する予定であり、御覧のとおり、建築基準法に基づく形態規制を定める予定でございます。
続きまして、下麻生の区域でございます。
こちらも、道路線形の変更に伴い、新たに１か所を市街化調整区域に編入する予定であり、御覧のとおり、建築基準法に基づく形態規制を定める予定でございます。
最後に、港町の区域でございます。
こちらも、道路線形の変更に伴い、新たに１か所を市街化調整区域に編入する予定であ

り、御覧のとおり、建築基準法に基づく形態規制を定める予定でございます。
以上、四つの区域の４か所について、建築基準法に基づく形態規制を定める予定でございます。
次に、建築基準法に基づく形態規制を解除する区域でございます。
御覧の三つの区域の３か所につきましては、市街化調整区域から市街化区域に編入され、用途地域が定められることになりますので、これまでの建築基準法に基づく形態規制は解除されることとなります。
スライドの９ページには、市街化調整区域において、容積率等を指定している区域をお示ししております。
なお、先ほども申し上げましたが、今回の指定は、区域に編入される部分について、既存の市街化調整区域と同じ数値で定めるものであり、各区域における規制内容等に変更はございません。
今回の変更内容につきましては、本日の審議会にお諮りした後に、容積率等の指定の一部を改正する告示により定める予定でございます。
告示案につきましては、資料の４ページにお示ししておりますので、後ほど御覧ください。
以上で、諮問第４９１号「用途地域の指定のない地域における建築物の容積率等の指定」についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
（中村会長）
御説明ありがとうございました。議案の内容につきましては以上のとおりでございます。
それでは、諮問第４９１号について、御審議をお願いします。

―― なし――

（中村会長）
こちらも特段ないようでございますので、これより採決に入りたいと思います。
それでは、諮問第４９１号「用途地域の指定のない区域における建築物の容積率等の指定」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

―― 総員挙手――

（中村会長）
ありがとうございます。総員の賛成をもちまして、原案どおり可決されました。本日付で市長宛答申をいたします。
それでは、ここで１０分間の休憩を取りたいと思います。再開は１０分後、５７分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

―― 休憩――

（中村会長）

それでは再開をいたします。

続きまして、諮問第４９２号「川崎市立地適正化計画の策定」につきまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。事務局、どうぞ。

（大場課長）

それでは、諮問第４９２号「川崎市立地適正化計画」の策定につきまして、御説明させていただきます。

資料はお手元のタブレット端末のフォルダ２（２）「川崎市立地適正化計画の策定」に格納してございます。

なお、先ほどと同様に、スクリーンで表示されているスライドも、ファイル「スライド資料」として同フォルダに格納してございますので、適宜御確認いただければと思います。

また、スライドの下段に、本日御説明する内容の資料番号を記載しておりますので、適宜御確認ください。

スライド２ページを御覧ください。

初めに、資料の構成について、御説明いたします。

資料１といたしまして「立地適正化計画の策定に向けた取組について」、資料２といたしまして「計画書の概要版」、資料３といたしまして「計画書の本編」、資料４といたしまして「パブリックコメント及び縦覧の実施結果」を、それぞれおつけしております。

また、参考資料１といたしまして、「素案説明会の開催結果」をおつけしております。

それでは、川崎市立地適正化計画についての御説明をさせていただきますので、スライド４ページを御覧ください。

初めに、立地適正化計画制度とは、平成２６年の都市再生特別措置法の改正において、全国的な人口減少・少子高齢化のさらなる進展などへの対応といたしまして、市民サービスや地域活力の維持・向上等を目的とした立地適正化計画制度が創設されたところでございます。

その後、近年の自然災害の激甚化、頻発化を背景とし、令和２年に都市再生特別措置法が改定され、防災、減災対策を推進する計画制度として、防災指針の策定が位置づけられたところでございます。

次に、立地適正化計画を構成する項目につきましては、スライドのイメージ図にもお示ししておりますが、基本方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、防災指針の４つの項目で構成することとされております。

なお、本市におきましては、法に規定する居住誘導区域を、居住促進区域の名称で位置

づけております。

次に、計画策定に向けたこれまでの経過と今後のスケジュールでございますが、初めに、これまでの経過でございますが、令和３年７月、本都市計画審議会に御報告後、都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会の委員の皆様から、検討状況に応じた御意見をいただきながら、「立地適正化に関する取組方針」を策定・公表し、立地適正化計画の策定に向けた本格的な検討に着手したところでございます。

その後、引き続き、都市計画マスタープラン等小委員会において、様々な知見からの御意見をいただき、令和５年１１月には、検討状況の途中経過を「計画の中間とりまとめ」として公表するとともに、市民説明会を開催いたしました。

さらに、令和６年８月には計画素案の公表を行うとともに、市民説明会、パブリックコメントを実施し、また、令和６年１２月には、計画案の公表と併せて、縦覧・意見募集を実施するなど、機会を捉えて段階的に市民の皆様から御意見を伺いながら、計画の検討を行ってきたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の都市計画審議会を経た後に、所要の庁内手続などを行い、本年３月末に計画の策定・公表を行うとともに、本計画に基づく届出制度等の運用を開始する予定でございます。

続きまして、スライド７ページを御覧ください。

ここからは、計画書の構成に沿って御説明いたします。

初めに、「第１章　計画策定の趣旨」でございますが、計画策定の目的といたしましては、将来的な人口減少や少子高齢化のさらなる進展、自然災害の激甚化、頻発化を踏まえ、居住や都市機能を誘導する区域や誘導施設、防災・減災対策の取組を位置づけることで、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざすものでございます。

次に、計画の位置づけにつきましては、本計画は都市計画マスタープランの一部として位置づけられているものでございます。

続きまして、スライド９ページを御覧ください。

「第２章　まちの現状・課題」では、位置・地形や人口、主な災害想定といった様々な観点から、本市のまちの現状について整理しております。

主な項目について、御説明いたします。

初めに、人口でございますが、本市の将来人口推計につきましては、総人口は令和１２年頃にピークを迎え、その後、緩やかに減少していくことが想定されており、高齢化率につきましては、一貫して上昇傾向となっており、令和２７年には約３０％まで到達する見込みとなっております。

次に、主な災害想定でございますが、多摩川沿いでは洪水浸水想定区域が広がっておりますが、１５０から２００年に１回程度の発生確率である計画規模降雨が生じた際に、３メートル以上の浸水が想定されるエリアは川崎駅や等々力緑地の周辺に限定されておりま

す。

また、丘陵部では土砂災害特別警戒区域が多数存在しております。

次に、本市の現状を踏まえた課題につきましては、まちの現状や計画策定の目的などを踏まえ、人口減少・少子高齢化のさらなる進展と、自然災害リスクの高まりの二つの課題に対して、本計画で対応していくことといたしました。

続きまして、スライド１２ページを御覧ください。

「第３章　立地適正化の基本方針」でございますが、先ほど御説明した人口減少・少子高齢化のさらなる進展と自然災害リスクの高まりの２つの課題や、都市計画マスタープランの都市づくりの基本理念を踏まえ、立地適正化の基本方針を、「人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり」と設定いたしました。

次に、本計画の基本方針を踏まえ、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに、まちづくりの方針及び施策の方針を設定いたしました。

居住促進につきましては、まちづくりの方針を、持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善と、都市機能誘導につきましては、地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成と、防災指針につきましては、自然災害の被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成と設定しており、それぞれ、まちづくりの方針に基づき、施策の方針を設定しております。

続きまして、スライド１４ページを御覧ください。

「第４章　居住促進」でございますが、初めに、居住促進区域の設定の考え方につきましては、市全域で人口密度が高く、総人口も令和１２年頃にピークを迎え、ピーク後も緩やかに減少することが想定されていることや、居住地が市全域に広がっていることから、市域の大部分を居住促進区域に設定しております。

次に、居住促進区域の設定につきましては、こちらのフロー図のとおりでございまして、①市街化調整区域、③土砂災害特別警戒区域や、⑦災害危険区域など、法や都市計画運用指針において、居住促進区域に含まないこととされている区域を居住促進区域外といたしました。

また、⑧工業専用地域や⑨臨港地区のように、一体的に居住が禁止されている区域につきましても、総合的に判断し、居住促進区域外として設定しております。

こちらが居住促進区域を図示したものでございまして、薄い緑色の範囲が居住促進区域でございます。

資料右上にお示ししたとおり、市域面積の約７２．３％を占めており、市民の約９５．５％が居住促進区域内に居住しております。

次に、居住促進に係る施策でございますが、居住促進の方針である、持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善の実現に向け、資料下段の表にお示しした、誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備や、魅力ある公園緑地等の整備などの取組を行うことで、

居住の促進を図ってまいります。

続きまして、スライド１８ページを御覧ください。

「第５章　都市機能誘導」でございますが、初めに、都市機能誘導区域・誘導施設の設定の考え方につきましては、本市では、主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況となっております。

また、将来的な人口減少や少子高齢化のさらなる進展による都市の活力低下の防止をめざし、多様なニーズに対応した都市機能の誘導を図るなど、コンパクトで効率的なまちづくりを進めていく必要がございます。

これらを踏まえ、既存の都市機能の維持や機能更新による魅力向上を基本としつつ、今後の再開発の動向などを踏まえた都市機能の新たな誘導を推進いたします。

次に、都市機能誘導区域の設定につきましては、既存の都市機能の立地状況や、広域からのアクセス性及び今後の再開発の状況を踏まえ、広域拠点、地域生活拠点に加え、２号再開発促進地区、整備促進地区を区域として設定しております。

こちらが都市機能誘導区域を図示したものでございまして、薄い赤色の範囲が都市機能誘導区域でございます。

資料右上にお示ししたとおり、市域面積の約８．９％を占めております。

誘導施設の設定につきましては、本市は、市全域に居住地が広がっているため、小規模な商業施設や病院など、居住者の生活に密着した施設は、市域全域にあることが望ましいと考えております。

また、都市の衰退を防ぐため、広域的な利用の施設の維持、集積を図る必要があることから、都市機能誘導区域内の魅力の維持向上に資する広域的な集客が見込める施設として、延床面積が１万平方メートル以上の大規模商業施設、ホール・劇場、映画館、コンベンション施設を誘導施設に設定しております。

次に、都市機能誘導に係る施策でございますが、都市機能誘導の方針である地域特性やポテンシャルを活かした魅力ある拠点等の形成の実現に向け、資料下段の表にお示しした魅力にあふれた広域拠点の形成や、個性を活かした地域生活拠点等の整備などの取組を行うことで、都市機能の誘導を図ってまいります。

続きまして、スライド２３ページを御覧ください。

「第６章　防災指針」でございます。

初めに、防災指針の基本的な考え方につきましては、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災対策として、ソフト対策とハード対策の両面が求められております。

また、防災・減災対策を行っても、大規模な自然災害が発生する可能性があることから、被災後の復興に向けた事前準備を併せて行うことが必要であると考えております。

これらの対応を図り、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかかつ円滑な復興を可能とするため、防災・減災と復興の両面を兼ね備えた指針としております。

防災・減災について、御説明いたします。

初めに、リスク分析の対象となる災害または被害想定につきましては、区域が示されているものを対象にリスク分析を行うこととし、資料中段の表でお示ししております、水害、土砂災害、地震を対象としております。

次に、防災上の課題の整理と自然災害リスクの低減回避に必要な取組方針につきましては、それぞれの自然災害リスク分析を行い、区単位で防災上の課題を整理し、自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針をお示ししております。

こちらは、水害に係る防災上の課題の整理と自然災害リスクの低減回避に必要な取組方針をお示ししたものでございます。

同様にこちらは土砂災害関係、また、同様にこちらは地震関係を、それぞれお示ししております。

次に、復興について、御説明いたします。

初めに、都市復興のまちづくりの基本目標と方向性につきましては、総合計画や都市計画マスタープランと整合を図りながら、資料中段の表のとおり設定しております。

次に、復興の取組につきましては、地震被害想定調査報告書等に基づき、区ごとの被害特性から市域を類型化し、市街地特性を加味した上で、それに対する都市復興対策の方向性を示すことなどの取組を推進しております。

こちらは、被害特性の類型化と都市復興対策の方向性を図示したものでございます。

次に、防災指針に係る施策でございますが、防災指針の方針である自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成の実現に向け、資料下段の表にお示しした、まち全体の総合的な耐震化の推進や、安全・安心な暮らしを守る河川整備などの取組などを行うことで、都市の防災に対する機能の確保を行ってまいります。

次に、防災指針に係る新たな施策といたしましては、水害のうち、本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である計画規模の洪水浸水想定区域については、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される２階床上相当の高さである浸水深３メートル以上のエリアにおいて、建築物の新築・改築などを行う際に市独自の届出を求めてまいります。

具体の内容につきましては、次の章で御説明いたします。

続きまして、スライド３２ページを御覧ください。

「第７章　届出制度」でございますが、初めに、都市再生特別措置法に定める届出制度のうち、居住促進区域に関する届出につきましては、居住促進区域外において、資料下段の図でお示ししております、開発行為または建築行為等を行う場合には、原則としてこれらの行為に着手する３０日前までに、市への届出が義務づけられます。

また、こちらの届出につきましては、居住促進区域外における住宅等の立地動向を把握し、既存の取組を充実させるための参考資料といたします。

次に、都市機能誘導区域に関する届出につきましては、都市機能誘導区域の内外において、資料下段にお示ししております行為を行う場合には、原則としてこれらの行為に着手

する３０日前までに市への届出が義務づけられます。

また、こちらの届出につきましては、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動向や都市機能誘導区域内に立地している誘導施設の休廃止の動向を把握し、既存の取組を充実させるための参考といたします。

次に、防災指針に定める届出につきましては、「第６章　防災指針」にお示ししております、洪水浸水想定区域のうち計画規模浸水深３メートル以上のエリアにおいて、安全に暮らすことができるための自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的として、同エリアで居住の用に供する１戸以上の開発行為や建築行為等を行う場合には、市独自の届出を求めるものでございます。

また、届出は、開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さなどの基本情報を求め、この届出に対して、市から避難に関する情報の案内や、被害の軽減を見込める建築物の助言などを記載した回答書を提供してまいります。

こちらが防災指針に定める届出の対象区域でございます。

濃い青色の部分が、届出の対象となる浸水深３メートル以上が想定される区域でございます。

資料右上にお示しするとおり、市域面積の約０．４８％を占め、市民の約０．４６％が届出の対象区域に居住しております。

続きまして、スライド３６ページを御覧ください。

「第８章　目標値・進行管理」でございますが、初めに、目標値につきましては、居住促進、都市機能誘導、防災指針の各分野ごとのまちづくりの方針の進捗状況を把握するために目標値を設定しております。

居住促進に係る目標値につきましては、居住促進区域内人口の総人口に対する割合など、スライド下段の表のとおりでございます。

次に、都市機能誘導に係る目標値でございますが、都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合など、スライド下段の表のとおりでございます。

次に、防災指針に係る目標値でございますが、時間雨量５０ミリ対応の河川改修率や浸水対策実施率など、スライド下段の表のとおりでございます。

次に、進行管理につきましては、計画期間はおおむね２０年としておりますが、おおむね５年ごとに計画の見直しの検討を行ってまいります。

また、上位計画である川崎市総合計画、川崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や川崎市都市計画マスタープラン等の改定が行われた場合には、これに併せ機動的に見直しの検討を行ってまいります。

（吉尾担当課長）

続きまして、スライド４０ページを御覧ください。

昨年９月から１０月にかけて実施いたしました、計画素案に関するパブリックコメント

の実施結果について、御説明いたします。

９月６日から１０月２３日まで意見募集を行い、意見総数３６通、８２件の御意見をいただきました。

主な御意見でございますが、計画全般について賛同をいただきました。そのほか、居住促進、都市機能誘導、災害対策について、それぞれ推進してほしいといった御意見をいただきました。

本市の対応につきましては、いただいた御意見の趣旨が素案に沿ったものや、素案に対する要望・提案などであったことから、案の趣旨をより丁寧に示すために、一部意見を踏まえた説明の補足を本素案に加え、川崎市立地適正化計画の案を取りまとめました。

いただいた御意見を踏まえた、素案から案への変更点でございます。

初めに、一つ目でございますが、都市機能誘導区域と居住促進区域内の関係性が分かりにくい、との御意見を踏まえ、「現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています」といった記載を追加いたしました。

次に、２つ目でございますが、本計画で用いる降雨規模と洪水ハザードマップで用いる降雨規模の違いを明記するべき、との御意見を踏まえ、それぞれの降雨規模の違いに関する記載を追加いたしました。

続きまして、スライド４３ページを御覧ください。

昨年１２月に実施いたしました、計画案に関する縦覧・意見募集の実施結果について、御説明いたします。

１２月２日から約２週間の意見募集を行い、意見総数１通、２件の御意見をいただきました。

御意見につきましては、居住促進区域の設定の考え方など、案に賛同するものであったことから、本市の対応といたしましては、計画案のとおり、川崎市立地適正化計画を策定してまいります。

御説明は以上でございます。

（中村会長）

御説明ありがとうございました。

議案の内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第４９２号について、御審議をお願いいたします。

伴委員、どうぞ。

（伴委員）

居住促進区域のことでお伺いしたいのですけれども、少子高齢化と言いながら、一定、居住促進区域の力を入れるという、大枠の話だったと思うのですけれども、私が今、あと２０年もすると高齢化の域に入ってきまして、２０年後、３０年後の対象者になるのですけれども、居住促進区域に誰を誘導するのか。高齢者がこれから多くなると思うのですけれども、私も仕事で現場に出ていると、年金の少ない方が多くいまして、市営住宅に頼っ

て、何とか生活保護を受けずに自立した生活をしている方々が多いのですが、多分、私たちの世代が８０歳、９０歳になったときに、さらにそういう対象のほうがすごく増えると思うのですけれども、そういった方々、マーケティング的にお金持ち、中間、生活保護ぎりぎり、あと生活保護みたいな、いろいろな方たちが分かれていると思うのですけれども、居住促進区域にどんな人たちがどう生活するのかという、そういう細かいマーケティング的な発想というのですか、マーケティング的な仕分けというか、どんな人をどこに誘導するのかという、そういったところまで見据えた計画は、今回この中に入っているのか。

また、どこがそれを考えていくのかとか、そういうことが、将来的に、ただただ促進区域だ、何とか地域だということで決めていくのではなく、そういう、みんなが安心して住めるというならば、そこら辺まで細かく落として、将来的に落として、誰が落としていくのか、考えているのかという、そういうところをお伺いしたいなと思います。

（中村会長）

事務局、どうぞ。

（大場課長）

まず人口の伸びなのですけれども、先ほど御説明したとおり、令和１２年までまだまだ人口は伸びていくと。その後もまだ、減少するのですが、緩やかに減少していくということで、まだ人口が急に減る段階ではないというところです。

そんな中、現在、まだ居住促進区域については絞り込む段階ではないので、防災上、危険な区域について今回抜いたところと、あと、もともと居住ができないような臨海部のほうの臨港地区だったりとか、市街化調整区域といったところを除いて、基本的に大部分を定めたところでございます。

どういった方を誘導していくのかというと、特に年齢層を限定して、今回定めるものではもともとないので、居住促進区域については特に限定したものではございませんが、その中で、今回目玉として、立適の特徴としては、区域だけではなくて、それにぶら下げる施策を定めることとなっています。

今回も、居住促進に関する施策として基本的に総合計画にぶら下がる事務事業を引っ張ってきていまして、この資料でいくと資料３の本編の中に、いろいろと事務事業をつけております。

スライド番号でいきますと、スライド１６９ぐらいから、居住促進に関する事業をぶら下げています。その中に少し具体的な施策が載ってございまして、例えば資料３のスライドの１７３ページです。

それの左上に、例えばですけれども、地域包括ケアシステムの推進事業ということで、こちらについては誰もが住み慣れた地域等で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステム構築推進するということで、こういった事業を推進することで、居住促進を図っていくというものであったりとか、様々ここに載せているような事業を推進していきますので、区域だけを見ると、特に誰がというわけではないのです

が、その中でもどういった事業をしていくかということは、細かくこの事業でぶら下げている構成になっています。

以上です。

（伴委員）

ありがとうございます。

先ほど、少し言った市営住宅の建築とか、やっぱりまずハード面、さっきのケアの推進というのはソフト面だと思うのですけれども、ハード面については、どんな感じになっているのでしょうか。

市営住宅もかなり古くなっているものが多いのと、当たらないというところで、皆さんどうしよう、どうしようという高齢者も増えていますので、今後、２０年、３０年、人口は減らないというか、少しずつしか減らないとはいうものの、高齢化率は上がっていくので、困ってくる高齢者の方が多いと思うのですね。そういった中で、そういったセーフティーネット、生活保護を受ける前の川崎としての支援というか、支えというか、そういうハード面については、どんな感じで考えていらっしゃるのでしょうか。

（中村会長）

どうぞ。

（大場課長）

市営住宅の整備については、市営住宅のストック計画というものがございまして、基本的には長寿命化を図った上で、時期が来たら建て替えしていくというところでございますので、今後増やしていくのか、減少させていくのか、今、手元の資料にはないのですが、その計画に基づいて、整備を進めてきているところでございます。

以上です。

（伴委員）

じゃあ、今回の居住促進区域の中には、そこまで入っていないという考え方でよろしいですね。

（大場課長）

資料でいきますと、先ほどのページの次のページ、１７４ページになりますが、上から２行目ですかね。住宅政策推進事業、住宅基本計画に基づいて、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育てや云々と書いてあるのですが、この中に、民間も含めて市営住宅も含まれておりますので、特に市営住宅の施策がこれから抜けているというものではございません。

以上でございます。

（伴委員）

ありがとうございました。

（中村会長）

ほかにはいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。
（井口委員）
まず先に、防災のほうから教えていただきたいと思います。
先ほどもお話があったように、本市はこの防災指針を入れることができることになったことで、立適をつくろうということで、かなり力を入れていただいたというのはよく分かるので、これはこれでとてもよかったなという、立適の方法がいいかどうかは後で話しますけど、こういう横串を刺したというか、全体像が分かる計画があることは、とても大事なことだとは思いました。
それで、とても特徴的というか、二つあって、一つは、区ごとにそれぞれ出していただきまして、とてもきれいな、このスライドで言うと２５ページは水害、それから２６ページは土砂災害、２７ページが地震と、それぞれの災害に分けて、区ごとにどんな問題があって、そしてそれをどうするのかという取組方針まで書かれてという、この図が出ていて、一目で分かるのはすごいなというふうに思ったのですけど、この表は、この間、市の行政の中のそれぞれの担当部署が出してきたものをまとめたということで、要するに全部入っているのでしょうかということが聞きたいのですけど、これを見れば、川崎市の防災の現状とそれから対策が全部載っているというふうに理解してよろしいかということを、まずお伺いしたいと思います。
（中村会長）
事務局、お願いします。
（大場課長）
資料２の７ページを御覧ください。
ここに防災指針の考え方が整理されておりまして、左側の中段の２、防災・減災ということで、今回、立地適正化計画の中で、基本的に全て盛り込みたかったところなのですが、（１）のポツに書いてあるとおり、区域が図示されているものを今回対象としておりますので、即地的に見て分かりやすいということで図示されているものを対象としていますので、必ずしも全てというものではございません。
以上でございます。
（中村会長）
井口委員。
（井口委員）
分かりました。ありがとうございます。
でも、これで本当に一目で分かるようになって、すごいなと思ったんですね。
それで、資料２の７ページを出しているので、伺うのですけど、それぞれの災害の被害の想定について、大体、具体的な対策というのは、法律に基づいてハザードマップをつくるですとか、もしくは土砂災害だったら土砂災害の法律などで対策まで決められているのですけど、二つ、この間、関心があったので調べているのですが、地震というもので、①、

②、③とありますよね。①の建物被害については、これは木造住宅耐震の対策が予算もついてこうしましょうとあるのだけど、延焼と液状化というのは、これはどこにこの表があるか、私は分からなくて、たまたま担当のときに聞いたら、地域防災計画の中の被害想定で調べた、被害想定の表というか、グラフが、地図があるので、それを載せたということで、これは法的な対策が何かあるというものではないので、ただ、被害想定だけが地図に載っているということを伺ったんです。

ただ、今回、折しも今回の地図についても、延焼については、この辺りが燃えますよ、この辺りが液状化しますよというのが載っているのだけど、それをどうするかについては、なかなか対策がないというのが、今の実情なのですね。

この立適で何かどうこうするとかということまで決めるものなのか、それはやっぱり担当のところが何か決めないと、ここはこれ以上変わらないのか。その辺はどんな関係になるのですか。

（中村会長）

事務局、どうぞ。

（大場課長）

基本的には、今現在ある施策を引っ張ってきているという建付けになっていますので、立地適正化計画の中で施策を新たに設けることはできるのですけれども、川崎市の今回の計画は、基本的には現行の施策を引っ張ってきているというものでございますが、一部、先ほどの説明の中で、新たな届出制度を創設する。ここは新たなところなのですが、それ以外については、基本的に現行の施策を引っ張ってきているというところでございます。

（井口委員）

まさにそこを伺いたかったのですけど、今回、洪水のところだけ新たな届出制度で提案というか、決められていますよね。これは、今、川崎市の防災の対策というのは、各それぞれの担当部署で予算もつけ、それから要綱もつくり、それぞれの担当部署のところで様々な施策を行っているわけですよね。

今回、洪水浸水想定区域への届出制度、これはそういう関係でいうと、うまく言葉が言えないのですけど、法的根拠というか、どこの部署がこれを実際運営するのかとか、それがどのように決まってくという、ここで決めたら、はい、いきますよというふうになるのか、よく分からないので具体的に教えてほしいのですけれども。

（事務局）

事務局、いかがですか。お願いします。

（大場課長）

資料の１の１３ページが新たな洪水浸水想定域３メートル以上のエリアになりまして、濃い青色の部分が新たな届出の創設エリアになります。

今回、立地適正化計画で、新たにここをクローズアップして、新たな施策を講じた理由としては、これまでの都市計画審議会小委員会の中で、ここのエリアを居住促進区域から

外すか、外さないかという議論がございました。

やはり、危険なエリアなので外すべきではないかという議論もありまして、しかしながら居住地が大部分にはりついているといったところもあって、ではどうしていこうかといったところで、まずは、まだ居住地がはりついておりますので、外すのは厳しいかなと。一方で、放置しておくわけにいかないということで、他都市の事例などを参考としながら、他都市は津波という視点だったのですが、本市では洪水の被害が最近起きましたので、洪水という視点から新たな届出を設けて、まずはリスク周知をさせていただきながら、可能であればハードでの準備ができればというような、新たな施策を設けた理由でございます。

以上です。

（井口委員）

とても責任を持っていただけるというか、住んでいいかどうかということを考えられているということは分かったのですけど、そうしたら、立適の中で決めたと、そうすると、それを受けて、どこかの担当課がそれをやらなくちゃいけないわけですよね。その担当部署との関係性というか、そこが新たに要綱か何かつくるのかとか、予算をどうするかとか、そういうことは、そこに投げられていくわけですかね。

ついでにもう１個、伺うのですけど、そうしたら、ほかの課題にもいっぱい何かあると思うのですよね。私は、今本当に恐ろしいと思っているのは地震のほうで、液状化で家が傾いてしまうのはすごく嫌だと思っているのですけど、いずれはそういうことに話が発展してくのかどうかについても教えてください。

（中村会長）

事務局、どうぞ。

（大場課長）

今回、洪水に関して全て都市計画のほうで背負っていくのかというと、そうではなくて、例えば今回の資料ですと、９ページですね。水害に関する防災上の課題、取組方針の中には、河川整備などで対策を講じていくというものについては、河川の所管であったり、国の所管が、ハード整備だったり周知をしていくことになりますので、具体的なハード、ソフト対策については、それぞれの所管が持ちつつ、ハードの整備にはやはり時間がかかりますので、そういったソフトの追加の施策として、今回追加したところでございます。

届出については、都計課で所管していくというところでございますが、その他につきましては、例えば土砂災害とかそういったところは、今、県がレッドゾーンを指定しておりまして、それに対する協議会であったりとか、場合によっては、急傾斜であれば対策工事を講じたりとか、そういった所管があるところについては、基本的にそこでお願いしようというふうに考えておりますので、基本的には、そのほかについて現在のところは考えていないのですけれども、必要に応じてメンテナンスしていきたいと考えております。

以上でございます。

（中村会長）

井口委員。
（井口委員）
分かりました。ありがとうございました。
それ以外の話、頭のほうの話をしたいのですけど、先ほども触れましたように、コンパクトなまちづくりがいいかどうかという問題は、私は非常に大きな問題と思っていて、先ほど少し言葉が違ったかもしれませんが、４０年後までにほぼ１５０万人の人口が続くというグラフもありました。
ほぼ今の人口密度で、ずっとこの川崎は人が住み続ける。だからまさに今回立適で言われているように、居住促進区域というのは、ほぼ全市、全体だということで、しかも高齢化が進むから、それなりの新たなニーズが生まれてきて、まちの中におけるニーズというのは、対応していかなくちゃいけないニーズが出てくるという点で、そのコンパクトで効率的なまちづくりが、果たしてどういうものなのか、いいのかということについては、先ほども議論させていただいたので、私はこの方向性というのは違うのではないかなというのは思っているわけですけど、だから、立適を今回つくるという点で、それ自体が市の方針だから、このようになるのは私がどう言おうが仕方がないことだとは思うのですけど、一つだけどうやっても理解ができないのが、ここには出てこないし、特に書いてあるわけではなくて、法律のほうにある、特別措置法の中にあるわけですけど、世の中は人口が減っていて、コンパクトなまちづくりをしたいから、人を集めて、そこに集約をしていくということで、一定の建物を集約してつくると、そこに要するに補助金が発生すると。国も自治体も、例えば私が一番よく知っているのは、この間、言っているように、タワマンを造ると、立適のタワマン用の補助金があって、そこに何十億というお金が入るということですけど、そのタワマンが、実際、人口、川崎市が本来あるべき建て方としていいかどうかという議論がすごく起きていて、特に鷺沼などではおかしいのではないかというような声が本当に高い中で、その補助金の在り方というのを別途議論することはできないのかと。
つまり、市民なり議会なりでもいいのですけど、この立適そのものの考え方とはまた別に、タワマンだとかそういうもの、誘導の施設を造ると補助金が出てくるという、この仕組みについては、切り離すことができないのかについて教えてほしいのですけど、そこはいかがでしょうか。
皆さんが出すから出すのは出るのでしょうけど、方法論として、法的に補助金を切り離せないのかについては、どうなのでしょうか。
（中村会長）
事務局、どうぞ。
（大場課長）
今回の計画の中で、確かに国のほうで、補助金のかさ上げという制度を設けておりますけれども、今回この計画をつくるイコール補助金を上乗せしなければならないというわけではなくて、いろいろな地区に対して、どう取捨選択していくかという段階というのは今

後ありますので、必ずしも全ての地区で、対象となる地区が全てかさ上げ対象になるという、そういったものではございません。

しかしながら、国のほうも、この補助金につきましては、基本的には立適を公表していないような都市については、補助金を、今後減らしていくというようなニュアンスのことも言われておりますので、やはりまず前提として、その後の補助金を上乗せするかどうかは今後検討するとしても、大前提の立地適正化計画をつくっておくというのは必要かなというふうに考えておりますので、こういった補助金の視点からも、必要性はあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

（中村会長）

井口委員。

（井口委員）

そこはまさに意見の違いというか、タワマンをどう考えるかという、その問題なので、そこはもうこれ以上議論しないのですけど、ただ一つだけ、私はこの間、神戸市に行って、なるほどなと思ったことがありましてね。

神戸は、よく言われている、テレビで言われているのは、三宮中心市街地にタワマンを建てない条例をつくったというふうに言われているのですけどね。あれはそんな単純なものではなくて、要するに、タワマンを三宮という商業地域に造ってしまうと、商業地域でやりたいことが都市計画の中にあるのに、住居を造ることによって、学校だとか、そういういわゆる違うインフラが必要になってくることが非常に負担だということで、商業地域は商業地域の在り方にしたいと。なので、居住地域は別のところにするのだということで、タワマンを規制したという、かなり詳しい説明を、私、行って受けたのですね。都市計画はそういうふうに考えるものだなと、なるほどと思いましてね。

川崎の場合は、鷺沼にしても、新百合にしても、居住地域がそこに必要だというふうに考えていらっしゃるからそうなっていくので、別に、じゃあ禁止かどうかという話にはならないのですけどね。

やっぱり本当にどういうところに何を誘致するのか、誘導するのかということによって、建てられるものの違いがはっきり分かる。そういう神戸のようなやり方もあるのだなというのは思いました。

なので、私たちがこれから誘導していく建物というか、人口が市内に満遍なくきちっとあって、そこにそれぞれの欲しいものが満遍なくちゃんとあるという、私はそのほうが住みやすい社会だと思うのですけど、そんな議論がこれから市民の皆さんにしていただけるように、この問題については考えていきたいと思いましたので、意見だけ申し上げておくし、やっぱり人口集中というか、拠点開発を誘導するやり方というのはやっぱり違うのではないかなとは思っておりますので、その点は明らかにしておきたいと思います。

結構です。ありがとうございました。

（中村会長）
ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。
岩山委員、どうぞ。
（岩山委員）
商工会議所、岩山です。
確認の意味で質問なのですけれど、今日のスライドの２０ページの都市機能誘導区域に記載されている中身と、それと資料２の概要版の６ページにも都市機能誘導区域の例が書かれていて、ここに書かれているスライド２０ページと概要版の６ページの情報が、臨海部の取扱いというところで、記載がある、なしというふうになってしまっているのですね。
そういうことだったので、確認の質問ですけれど、先ほどパブコメの結果を踏まえて、現計画において、都市機能誘導区域というのは居住促進区域内において定めているのですよということを追記しましたということですけれど、一方で、先ほどの説明の中で、臨海部というのは、居住促進区域に入っていませんよという説明をされてしまうと、それだけ聞いていると、あれって思うんですよね。
つまり、この資料２の概要版６ページに書かれているとおり、この臨海部で、居住促進区域外ですけれど、今日の整開保にもありましたけれど、その中でも、２号再開発促進地区だとか整備促進地区をこれから定めていくわけですけれど、そういうふうに定められたところというのは、ここに記載のとおり、今後の土地利用の計画を踏まえて、都市機能誘導区域とか誘導施設を設定していくとなっていますけれど、それはそういうことでいいのですよねという確認の質問です。
（中村会長）
事務局、どうぞ。
（大場課長）
小委員会で何度か議論させていただいたところで、今回、スライドの中では少し簡潔に説明する関係で省いておりますけれども、資料２の６ページに書いてあるとおり、臨海部については、今後の動向を見据えて、区域設定であったりとか、施設を設定していこうというふうに考えておりますので、当然、本編のほうにも盛り込んでおりますので、今回のスライドがないからといって、削除したと、そういう趣旨ではございません。
以上でございます。
（岩山委員）
これは、スライド２０は、どこか外に出るということはないのですよね。
（中村会長）
はい、事務局。
（大場課長）
そうですね。基本的には出ないのですけれども、開示請求とかがあれば外に出るもので

はあるのですけれども、ホームページに積極的に出していく資料ではございません。基本的にはスライドではない概要版であったりとか、本編が外に出ていくものでございますので、御心配ないかなというふうに思っております。

以上でございます。

（岩山委員）

分かりました。

（中村会長）

そのほかに。

佐々木委員、どうぞ。

（佐々木委員）

スライド資料の８章の目標値と進行管理のところについてお聞きしたいのですけれども、例えばスライド番号３７ページを見ていただきますと、３番目、魅力や活気があると思う市民の割合が、現状約半数から、目標値として６０％強ということで、ここは結構伸びると見ているのだと思うのですが、これは具体的に何かこういうことを将来やっていくから、この程度の数字になるだろうという見込みがあるのでしたら、それを教えていただきたいと思います。

（中村会長）

事務局、どうぞ。

（大場課長）

現状、目標値も、地域生活拠点である４地区ですね。この４地区の現状、さらに目標値の平均値を今回とっておりますので、現状は平均値を取っております。

ここの数値が高いのは溝口の駅の数字が高くて、それ以外は、若干劣るところではあるのですけれども、基本的には溝口を目指してというところで、目標値を設定してございます。

以上でございます。

（佐々木委員）

ありがとうございます。

多分、鷺沼とかも、これから再開発が始まるので、そういうのがこの数字に載ってくるのではないかなと想像はしておりますけど、あともう１点ですね。

今度、その次のページの３８ページですけれども、これも一番下なのですが、災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合が現状２５％という、ちょっとこれは感覚的ですけど、何か低いような気がして、逆に言うと４分の３の人は進んでいないと思っていると。

現状がそうだとして、目標値がこの現状値以上というところが、どうも何か意欲的じゃないなという感じがしてしまうのですけど、何かここは、数字を出すのが難しいとか、いろいろな背景があるのでしたら、教えていただければと思います。

（中村会長）
事務局、どうぞ。
（大場課長）
現状値につきましては、もともと市民アンケートを基に現状値を設定しております。目標値については、確かに現状値以上ということで、あまり積極的ではないという御指摘かと思うのですが、所管と、特に危機管理等々と協議した結果、まだ現在の総合計画がこれからというところもあるので、現在のところは据置きということで、庁内調整の結果、こういった数字になっているところでございます。
以上でございます。
（佐々木委員）
これから期待できるということで、理解しました。
以上です。ありがとうございます。
（中村会長）
そのほか、いかがでしょうか。
大沢委員、どうぞ。
（大沢委員）
御説明ありがとうございました。
確認ですが、一応３月末に策定ということをさっき御説明いただいたところですが、そうなると、届出の運用開始というのは、その翌日、それとも同日になるのかということが１点目の質問と、あとは本の中にも入っていましたけれども、川崎市立地適正化計画に係る届出の手引きというのはこれからとあるのですが、これも実際のところは、もし運用開始日からホームページがオープンなのか、それとも事前にそれを見ることができるようになるのかという点について、お聞かせください。
（中村会長）
事務局、お願いします。
（大場課長）
周知期間ですが、国と協議した結果、基本的に周知期間はとるなというふうに言われておりまして、事前に市民に周知、例えば説明会であったりとかで、事前に周知していることだろうから、基本的に経過措置を、周知期間をとるなというふうに言われております。なので、基本的に公表と同時に運用開始ということで、届出も公表と同日に届出が発生していきます。
本市は昨年の、中間とりまとめの段階から、対象となる、特に影響を受ける浸水深３メートルの方や、あと、土砂レッドなどで区域から外れる方については、直接郵送なりポスティングで御案内させていただいて、説明会にも来ていただいております。
また、今年度の素案の説明の際にも、同じように周知して説明させていただいているので、一定程度の周知は、他都市よりはつけられているかなというふうに思っておりますの

で、今回は国の指標のとおり、公表とともに届出も含めて開始していきたいと考えております。

最終的な案については、庁内でオーソライズ、３月末になりますので、案がとれるのは３月末にはなってしまうのですけれども、今回の資料については、今回答申いただければ、速やかに公表していきたいと思います。

以上でございます。

（中村会長）

大沢委員。

（大沢委員）

分かりました。

そうすると、手引きをホームページで公開とかというのは、基本的に、例えば公表日同日にホームページでオンにするというふうな状況という理解でよろしいでしょうか。

（大場課長）

そうですね。手引きのほうも、今、決裁中で、間もなく公表していきたいと考えております。この答申を受けて、間もなく。

（大沢委員）

そうすると、手引きを先行的に出すと。

（大場課長）

出していきます。

（大沢委員）

分かりました。それは安心しました。了解しました。

（中村会長）

ほかにいかがでございましょうか。

宮下委員、どうぞ。

（宮下委員）

拓殖大学の宮下と申します。

まずは、３年以上、計画を作成くださいまして、こういう形になりまして、よかったかなというのが率直な感想のところです。

一つコメントと、一つ確認ですけれども、まず一つ目は、今お話があった届出制度のことですけれども、来年度以降運用していく中で、届出の状況というのは、どのようにチェックされるのか、あるいは開示されるのかというのが、お聞きしたいなというところです。

例えばこういう都計審の場で、届出のときはこうですとか、そういうフィードバックがあるのかというのがお聞きしたいというところですね。

やはり非常に防災の独自の制度ということで、個人的にも関心がありますし、恐らく住民の方も関心があるテーマかなと思いますので、そこら辺の運用面をお聞かせいただきたいと思います。

あともう１点目は、コメントとしては、今回の川崎市さんの立地適正化計画は、インフラが郊外にできるだけ延びないように行政コストを縮小するというよりは、防災面の特徴が出ていると思うのですね。

となると、今後、今いろいろなインフラが、下水道とか壊れていますけれども、ある種の経過が出ることで、川崎市さんより予防保全とかインフラ、これからどうしていくかということがより重要になるかなと思いました。

他市さんですと、そういうコストを削減するためにやる計画ですけれども、今回、防災のほうをこの計画に出すことがメインになっていますから、これが出ることで直接的に都計審のことではないのですけれども、川崎市さんの意義としては、行政のコストは今後かかりますし、インフラもきちんと見ていく必要性が都度出ていくというのが、裏側にあるこの計画の趣旨なのかなというふうに感じています。これはコメントです。

ですから、質問としては、届出制度のことをお聞かせいただければと思います。

以上です。

（中村会長）

事務局、どうぞ。

（大場課長）

届出制度については、今、見込みとしましては、法律上、届出が、居住も都市機能のほうも、大体、年に数件程度しか出ないかなという見込みです。３メートルの浸水のほうは、２０件から３０件ぐらいかなというところですので、１年後ではあまり情報がないかなというところでございますので、先ほど進捗管理のほうに書かせていただいたのですが、計画期間２０年で、じゃあ２０年後かというと、見直しの検討については５年ごとに見直しの必要性を検討していきますので、３年、４年ぐらいたってから、情報が集まり次第、こちら都計審や小委員会のほうに報告させていただきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

（中村会長）

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょう。

（重冨委員）

いいですか。

（中村会長）

重冨委員、どうぞ。

（重冨委員）

ありがとうございました。

防災指針のほうで何点かお伺いをしたいのですけれども、概要版の図の６番で類型化していただいたと。１２ページ、書かれていますけれども、この類型化したことというのは、これはどこかから引っ張ってきたものなのでしょうか。

（中村会長）
事務局、どうぞ。
（大場課長）
都市計画のほうで所管している防災都市づくり基本計画というものが、平成２７年だったと思うのですけど、策定しておりまして、そこに減災・防災の観点と、こちらの御指摘いただいた復興の観点の内容を盛り込んでおりまして、そこに盛り込んだ内容をこちらに掲載させていただいております。
以上でございます。
（中村会長）
重冨委員。
（重冨委員）
ありがとうございます。
本編の資料３のほうですね。本編の通し番号１１３ページで、それぞれの今御説明いただいた地区であったり、復興対策の方向性のところで、１１３ページ、先ほどちょっとワードが出ました液状化について、宅地の再液状化防止という取組が書かれているのですが、これは民地を復興するときに、液状化防止を公的に行うという、そういう方向性なのでしょうか。
（中村会長）
事務局、どうぞ。
（大場課長）
こちらのほうには例示として掲げておりますので、官のほうでやるというものではなくて、一般的な事業ということで載せているものと認識しております。
以上です。
（中村会長）
重冨委員。
（重冨委員）
一般的な事業というのは、僕のイメージだと、事業というのは公がやるものを事業と呼ぶイメージがあるのですが、そうではなくて、民間がやる事業ということですか。
（大場課長）
そうですね。官民問わずということで考えております。
（中村会長）
重冨委員。
（重冨委員）
そうすると、ここに書かれているもので、ほかのものは割と例示しているものというのは、公が携わるような土地区画整理であったり、地区計画というのが書いてあると思うのですけれども、このＦの液状化に関しては、これは民が主体になる事業として示されてい

るという、ちょっと毛色が違うのでしょうか。
（中村会長）
　事務局。
（大場課長）
　そうですね。ほかの例えばＧなどですと、津波のところで区画整理事業とありますが、これも官民問わずというところで、民間施行というものがありますので、必ずしも官のほうの事業を載せているという認識ではございません。
（中村会長）
　重冨委員。
（重冨委員）
　ありがとうございます。
　最後に、これをもし公がやるとして、民地を公がやる可能性もここには含まれているという、そういうことなのですか。
（中村会長）
　事務局、どうぞ。
（大場課長）
　液状化単独でということは、恐らくないかなと思いますが、場合によっては、区画整理であったりとか、再開発の中で併せてそういった事業をやるというのはあるのかなというような考えになります。
　以上です。
（重冨委員）
　以上です。
（中村会長）
　ほかにいかがでしょうか。

―― なし――

（中村会長）
　大体出尽くしたようでございますので、御質問等はこれまでとさせていただきまして、これより採決に入りたいと思います。
　それでは、諮問第４９２号「川崎市立地適正化計画の策定」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

―― 賛成多数――

（中村会長）

ありがとうございます。賛成多数をもちまして、原案どおり可決されました。本日付で市長宛答申をいたします。

それでは、本日の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、第１００回川崎市都市計画審議会を閉会といたします。

皆様方、大変長い間、お疲れさまでございました。それでは進行を事務局のほうへお返しいたします。

（武藤部長）

ありがとうございました。

事務局から、事務連絡としまして、２点ございます。

１点目につきましては、現在委員の指名が行われていない低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会につきまして、来月３月に小委員会の開催を予定してございます。

まず、本小委員会に係る調査審議を行うために、川崎市都市計画審議会条例第４条の規定に基づき、臨時委員といたしまして、東京都立大学、市古太郎教授を委嘱させていただいておりますので、御報告いたします。

次に、小委員会の開催にあたりましては、川崎市都市計画審議会条例施行規則第３条第２項の規定により、小委員に属すべき委員及び臨時委員を会長が指名することになっておりますので、中村会長から本小委員会の委員を御指名いただいてございます。

また、指名されております各委員の御承諾も既にいただきましたので、お手元のタブレット端末に格納してございます小委員会名簿のとおり、低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会の委員が決定しましたことを御報告させていただきます。

続いて、２点目でございますが、次回の都市計画審議会につきましては、３月２４日月曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、改めて御案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡につきましては、以上でございます。

本日は、長時間にわたり、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。